

第 3 回

多気町・勢和村合併協議会

日 時：平成 16 年 8 月 2 6 日（木） 午後 2：00

場 所：多 気 町 役 場 2 階 会 議 室

会 議 次 第

1	開 会	
2	会長あいさつ	
3	議 題	
	(1) 会議録署名委員の指名	
	(2) 業務報告	
	(3) 議 事	
	協議事項	
	協議第 3 号の 1 新町名選定基準及び新町名募要項について	4
	協議第 5 号の 1 新町建設計画 基本方針素案について	11
	協議第 6 号 地方税の取扱い(その 1)について	19
	協議第 7 号 使用料、手数料の取扱い(その 1)について	28
	協議第 8 号 字の区域及び名称の取扱いについて	35
	協議第 9 号 慣行の取扱いについて	38
4	次回協議会の開催について	41
5	次回の議事(協議事項)について	
	協議第 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて	43
	協議第 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	54
	協議第 号 一般職の職員の身分の取扱いについて	57
	協議第 号 財産の取扱いについて	63
	協議第 号 広報広聴の取扱いについて	69
6	その他	74
7	副会長あいさつ	
8	閉 会	

協 議 事 項

協議第 3 号の1

新町名選定基準及び新町名募集要項について

新町名選定基準及び新町名募集要項について提案する。

平成16年 8 月26日提出

多気町・勢和村合併協議会

会長 長谷川 順一

新町名選定基準及び新町名募集要項について

新町名選定基準及び新町名募集要項について、次のとおりとする。

平成 年 月 日確認

第1回 新町名選定小委員会報告

1.開催日時 平成16年8月19日(木)午後7時~8時40分

2.開催場所 多気町役場 2階 大会議室

3.出席委員 8名
委員長 花川 誠
副委員長 北川 薫
委員 三谷正博 林 駒三 田村康子 小林千代子
門山むつ子 高山幸一

4.協議事項

第2回多気町・勢和村合併協議会において付託された新町の名称について、一般公募を行うための新町名選定基準及び新町名募集要項について協議し、別紙のとおり決定したので報告する。

新町名選定基準（案）

1 選定基準

新町名の候補は、現在の両町村の名称も含むものとし、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称で親しみやすく、「他に同一の市町村名がない名称」で、次の条件にひとつ以上該当する名称とする。

- (1) 両町村の地域が地理的にイメージできる名称
- (2) 両町村の地域の歴史、文化、特徴を表現する名称
- (3) 両町村の住民の理想や願いにちなんだ名称
- (4) 両町村の地域を対外的にアピールできる名称
- (5) 両町村の地域の知名度向上が図れる名称
- (6) その他新町としてふさわしい名称

2 選定方法

新町名の選定は、次の方法による。

応募作品の中から、新町名選定小委員会で協議して、新町名の候補5点を選定し、選定理由を付して合併協議会に報告する。

なお、新町名選定小委員会より報告のあった新町名の候補を、合併協議会において協議し、新町の名としてふさわしい名称を決定する。

3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要最低限の修正を行えるものとする。

4 選定に当たっての留意事項

- (1) 公募による同一名称への応募数は、選考に当たり参考として扱うものとする。単に応募数の多寡により新町名を選定するものではない。
- (2) 新町の名称の理由についても十分留意する。

5 各賞の決定方法

各賞の抽選は、協議会の席上、会長・副会長及び委員が行う。

- (1) 新町の名称として決定された作品の中から「名付け親大賞：1名」を抽選により決定する。
- (2) 新町の名称として決定された作品の応募者で、「名付け親大賞」から漏れた者の中から「名付け親賞：5名」を抽選で決定する。

(3)「名付け親大賞」「名付け親賞」に決定された者を除く全ての応募者の中から「特別賞：20名」を抽選で決定する。

賞	商 品	人数
名付け親大賞	賞状及び 50,000 円相当の商品券又は図書券	1 名
名付け親賞	賞状及び 20,000 円相当の商品券又は図書券	5 名
特 別 賞	5,000 円相当の商品券又は図書券	20 名

6 その他

その他、新町名の選定に必要な事項については、別に定める。

新町名募集要項（案）

1 公募の目的

住民の合併に対する関心を高め住民参加を推進し、広く新町の名称を公募することにより、幅広い意見の集約と合併後の新町の知名度の向上を図ることを目的とする。

2 公募の内容

新町の名称にふさわしい町名を公募する。

3 公募の方法

次の内容により公募する。

(1) 応募資格

多気町又は勢和村に在住・在勤している小学生以上の方。

(2) 応募制限

- 1) 応募方法に掲げるいずれかの方法で、一人1点のみの応募とする。
- 2) 現在の両町村（多気、勢和）の名称も使用できるものとする。
- 3) 他の市町村で使用されている名称については、使用できないものとする。
- 4) 新町の名称は、漢字、ひらがな及びカタカナで表記されるものとする。漢字は常用漢字を使用するものとする。
- 5) 知的所有権に抵触しないものとする。

(3) 応募方法

- 1) 応募はがき（合併協議会の作成するはがき）
- 2) 官製はがき
- 3) F A X
- 4) 電子メール
- 5) 封書、持参等

(4) 記載内容

- 1) 郵便番号
- 2) 住 所
- 3) 氏 名（ふりがな）
- 4) 年 齢
- 5) 電話番号
- 6) 新町の名称（ふりがな）
- 7) 名称の理由

8) 在勤の方は勤務先の名称及び所在地

(5) 応募先

1) 郵送によるもの

〒519 - 2181

多気郡多気町大字相可1600番地 多気町役場内
多気町・勢和村合併協議会事務局

2) F A Xによるもの

0598 - 38 - 2244

3) 電子メールによるもの

koubo@ts - gappei.jp

4) 持参によるもの

合併協議会事務局又は両町村の役場(多気町:総務課 勢和村:
企画商工課)

(6) 賞品

受賞者等については、次のとおりとする。

1) 名付け親大賞

新町の名称に決定された応募者の中から、抽選で1名に「名付け親大賞」として、賞状及び50,000円相当の商品券または図書券を贈呈する。

2) 名付け親賞

新町の名称に決定された作品の応募者の中で、「名付け親大賞」から漏れた方の中から、抽選で5名に賞状及び20,000円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

3) 特別賞

「名付け親大賞」及び「名付け親賞」に決定された者を除く、全ての応募者の中から特別賞として20名に5,000円相当の商品券または図書券を贈呈する。

(7) 受賞者の発表及び表彰式

受賞者は協議会の席上で決定する。「名付け親大賞」の表彰は、協議会の席上で行う。結果発表は、広報紙及びホームページを通じて行う。

(8) その他

- 1) 応募制限及び応募方法に違反した応募、記載内容に未記入(住所、氏名、新町の名称等)があった応募については無効とする。
- 2) 応募された作品に関する一切の権利は、多気町・勢和村合併協議会に帰属する。

4 公募期間

平成16年9月1日(水)から平成16年9月30日(木)までとする。
ただし、郵送による応募の場合は、締切日消印分までを有効とする。

5 周知方法

協議会だより、ホームページ、チラシ等を活用して周知する。

6 応募作品の位置付け

応募されたものの中から新町名を決定することとする。ただし、新町としてふさわしい名称の応募がなかった場合は、この限りではない。
また、何らかの理由により、応募作品をそのまま採用することが困難な場合は、必要最低限の修正を行えるものとする。

7 新町名の選定方法

選定基準に基づき応募作品の中から新町の名称としてふさわしい候補名を選定し、合併協議会の協議により新町名を決定する。
なお、同一名称への応募数は、選考に当たり参考として扱うものとする。単に応募数の多寡により新町の名称候補を選定するものではない。

協議第 5 号の 1

新町建設計画 基本方針素案について

新町建設計画 基本方針素案について提案する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

多気町・勢和村合併協議会

会長 長谷川 順一

新町建設計画 基本方針素案について

新町建設計画 基本方針素案の検討状況は別紙のとおりであり、協議会の意見を求める。

平成 年 月 日確認

第 1 回新町建設計画策定小委員会報告

1、開催日時 平成 16 年 8 月 18 日（水）午後 7 時～午後 9 時 20 分

2、開催場所 多気町役場 2 階 大会議室

3、出席委員 10 名

委員長 寺村龍介

副委員長 西川清嗣

委員 北林健一郎、中井法夫、上村政雄、廣瀬和生（久保行男代理）

三井利男、高橋幸照、野呂堅次、吉田 勝

アドバイザー 今川 晃

4、協議結果

事務局において、事前に両町村の幹部に聞き取りを行い作成した基本方針素案を基に、委員全員が意見を出しました。その結果、委員の意見を事務局で整理し、第 3 回の協議会に報告することになりました。

今後は、第 3 回の協議会での意見と、両町村のまちづくり委員会の意見を集約し、9 月 1 日開催予定の第 2 回新町建設計画策定小委員会において、基本方針として検討することにします。

第1回新町建設計画策定小委員会

討議された内容

建設計画策定方針について

財政計画はこの小委員会では扱えないと考える。

建設計画自体は、住民が興味をもって読むものではない。事務局において、新しいまちが有利に事業展開できるように、事業を網羅した計画を形成すべきで、作業グループの作業が肝要。

今までの総合計画で施設的なものは達成してきたが、人口は計画どおりに増えていない。自治体の活性化は人口が増えることが必要で、その視点を盛り込むべき。

町外の人への定住施策の展開が必要。

人口が増えれば良いというものでもない。新たな財政負担も発生する。何世代も地域に定住する環境づくりが必要。地元出身者のUターンはよいが、それ以外の人には地域に受け入れにくい状況がある。

人の価値観の違いもあるかもしれないが、他人に受け入れてもらえない価値観では地域が発展しない。

シャープの従業員が多気町内で住宅を購入しないのは、転勤を考え地価の有利なところを購入するという理由もあるようだ。

人口が増えると、保育所の建設など行政経費が増加する場合もある。名張市の場合、団地が増え、人口も増加したが、団地の高齢化と厳しい財政状況が問題になっているケースもある。

地域資源を具体的に記載すべき。コミュニティは資源を基に発生してくるもの。

両町村の総合計画は、始まったばかりである。その策定過程も含め参考にしていけるべき。

今までと同じようにやっていると成り立たないから合併するのではないか。今までの総合計画を引き継ぐ考えではなく10年間で自立できるものにすべき。

住民の意識は合併しても今までどおりの行政と考え、合併に対し冷めている。

町外の人々が住みたがるような魅力のあるまちづくりが必要。

建設計画は他と比べ同じような形式になるかもしれないが、合併をするための新しいまちをどうするかという議論を、きっちりとしてあるところとそうでないところでは表現が異なってくる。ここでは、そういった重点目標のような議論をするべき。

1つになることにより、どのような地域資源があるか、また、どのような課題があるか現実的な面から再考察し、新しい方針を打ち出していく必要がある。そうすることにより、今後議論される合併特例債やお金の使い方に歯止めをかけることにもなる。また、これからは行政に依存するのではなく、住民が主体的にしていけないといけないので共有できる方針が有るか無いかでは大きく違うことと思う。

基本方針素案について

1. 新町の将来像

(1) 自然と産業が調和した活力のある住みよいまち

(2) みんなで創る人がやさしい思いやりのあるまち

- ・「地域の個性の尊重」とは、とらえ方によっては従来の地域を主張するように思われるので言葉の定義を定める必要がある。

(3) 交通の要衝として発展するまち

2. 新町の基本目標（キャッチフレーズ）

自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなまち

3. 基本施策

(1) 自然と産業が調和した活力のある住みよいまち

自然と共生したまちづくり（環境保全）

快適で安全な生活環境づくり（生活基盤・防災）

安定した産業づくり（産業）

- ・「液晶産業を中心とした」という表現ではなく産業立地という意味でもっと広い範囲を示す表現が良いのでは。
- ・企業側は地域の安定は求めている。
- ・製造業だけでなく1次、2次、3次産業が共に活性化する施策が必要。研究所立地や学校教育と企業が一体となっているところもある。
- ・「農林業の振興」という言葉だけでなくもっとふみこんだ施策論議が必要。例えば休耕田の活用方法など。

安心して暮らせる社会づくり（健康・福祉）

- ・高齢者施策よりも子育て支援を優先して充実させるべき。

(2) みんなで創る人がやさしい思いやりのあるまち

住民とともに歩み、地域コミュニティを重視するまちづくり（分権・自治）

- ・企業との協働を通じて就業者の定住を促進すべき。
- ・合併によるスケールメリットを追求すべき。

教育・文化・人権を大切にすまちづくり（教育・文化）

- ・義務教育までしか想定されていないように受け取れる。高等教育（町内には相可高校もある）の充実を含めては。

(3) 交通の要衝として発展するまち

交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり（交流）

基本方針素案

新町の将来像

自然と産業が調和した活力のある住みよいまち

豊かな自然環境を守るため、下水道事業やごみ対策などの環境負荷を少なくする取り組みを進めるとともに、液晶産業など製造業の発展による雇用の場の確保と基盤産業としての農林業の振興を図り、活力のあるまちを目指します。

快適な生活を支える社会資本の整備と災害に強いまちづくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで、だれもが安心して、暮らすことのできる住み良いまちを目指します。

みんなで創る人がやさしい思いやりのあるまち

これからの「成熟社会」においては、住民参加と協働のもとでの町行政の推進と地域の力で地域をよくする活動が重要となってきました。地域の個性を尊重し、愛着と誇りを持てる地域、安心して老後や子育てなどを考えられる人が人にやさしい思いやりのある地域を住民一人ひとりが創っていくことを目指します。

交通の要衝として発展するまち

この地域は、古くから松阪、伊勢と紀州地域をつなぐ交通の要衝でした。両町村の町村界の位置にある勢和多気インターチェンジを活用した広域交流による産業・文化の地域活性化を目指します。

新町の基本目標（キャッチフレーズ）

自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなまち

基本施策

自然と産業が調和した活力のある住みよいまち

自然と共生したまちづくり（環境保全）

美しい自然環境と地球環境の保全を図り、循環型社会を目指します。

快適で安全な生活環境づくり（生活基盤・防災）

快適な生活を支える社会資本の整備を進めるとともに、災害に強いまちづくりを目指します。

安定した産業づくり（産業）

液晶産業を中心とした知識情報産業集積の形成による地域経済の自立と基盤産業としての農林業の振興を目指します。

安心して暮らせる社会づくり（健康・福祉）

子どもから高齢者まで、だれもが安心して、暮らすことのできるまちづくりを目指します。

みんなで創る人がやさしい思いやりのあるまち

住民とともに歩み、地域コミュニティを重視するまちづくり（分権・自治）

住民参加と協働のまちづくりを推進するとともに、自らの力でより良い地域をつくる活動を支援する地域コミュニティを重視するまちづくりを目指します。

効率的な行政機構への再編成、組織機構の改善を進めます。

教育・文化・人権を大切にすまちづくり（教育・文化）

安心して子どもを育てることができる環境整備を進めるとともに、地域が子どもの心を育てる地域づくりを目指します。

住民が、個人と地域の個性を尊重し、愛着と誇りを持てる個性豊かな地域の集合体としてのまちづくりを目指します。

交通の要衝として発展するまち

交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり（交流）

地域内の交流を活発にするとともに、勢和多気インターチェンジ、JR、国道42号等を活用して、広域交流による産業・文化の地域活性化を目指します。

新町の施策の方向

自然と共生したまちづくり（環境保全）

自然環境の保全

環境保全の推進

快適で安全な生活環境づくり（生活基盤・防災）

安全なまちづくり

道路・交通網の整備

情報網の整備

安定した産業づくり（産業）

農林業の振興

工業の振興

商業の振興

安心して暮らせる社会づくり（健康・福祉）

健康づくりの促進

スポーツの振興

地域福祉の展開

高齢者・障害者福祉の充実

子育て支援の充実

住民とともに歩み、地域コミュニティを重視するまちづくり(分権・自治)

開かれた行政の推進

行財政改革の推進

住民自治活動の支援

教育・文化・人権を大切にするまちづくり（教育・文化）

学校教育の充実

人づくりの推進

地域文化の振興

地域の国際化

人権の尊重

交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり（交流）

物流・集客交流の展開

基本方針素案の体系

新町の基本目標(キャッチフレーズ)

自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなまち



協議第 6 号

地方税の取扱い(その1)について

地方税の取扱い(その1)について提案する。

平成16年 8 月26日提出

多気町・勢和村合併協議会

会長 長谷川 順一

地方税の取扱い(その1)について

2町村間で差異のある事項については、それぞれ次のとおりとする。

(1) 個人市町村民税

納期...多気町の例による。

(2) 軽自動車税

標識弁償金...勢和村の例による。

標識...合併時まで調整する。

(3) 市町村たばこ税

補助金...合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	市町村民税(個人)
調整の内容 (調整方針)	個人市町村民税について 1 納税義務者…現行のとおりとする。 2 税率…均等割は3,000円(標準税率)とし所得割は現行のとおりとする。 3 賦課期日…現行のとおりとする。 4 非課税の基準…現行のとおりとする。		

2 町村の現況		具体的な調整内容																		
No	多気町																			
	<table border="1"> <tr> <th>調整項目</th> <th>個人市町村民税</th> </tr> </table>	調整項目	個人市町村民税																	
調整項目	個人市町村民税																			
1	<table border="1"> <tr> <td>納税義務者</td> <td>左に同じ</td> </tr> <tr> <td>・町内に住所を有する個人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者</td> <td></td> </tr> </table>	納税義務者	左に同じ	・町内に住所を有する個人		・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者		現行のとおりとする。												
納税義務者	左に同じ																			
・町内に住所を有する個人																				
・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者																				
2	<table border="1"> <tr> <td>税率</td> <td>左に同じ</td> </tr> <tr> <td>・均等割(標準税率)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000円/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・所得割(標準税率)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200万円以下 3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200万超～700万以下 8% - 100,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>700万超 10% - 240,000円</td> <td></td> </tr> </table>	税率	左に同じ	・均等割(標準税率)		3,000円/年		・所得割(標準税率)		200万円以下 3%		200万超～700万以下 8% - 100,000円		700万超 10% - 240,000円		均等割は3,000円(標準税率)とし、所得割は現行のとおりとする。				
税率	左に同じ																			
・均等割(標準税率)																				
3,000円/年																				
・所得割(標準税率)																				
200万円以下 3%																				
200万超～700万以下 8% - 100,000円																				
700万超 10% - 240,000円																				
3	<table border="1"> <tr> <td>賦課期日</td> <td>左に同じ</td> </tr> <tr> <td>当該年度の初日の属する年の1月1日</td> <td></td> </tr> </table>	賦課期日	左に同じ	当該年度の初日の属する年の1月1日		現行のとおりとする。														
賦課期日	左に同じ																			
当該年度の初日の属する年の1月1日																				
4	<table border="1"> <tr> <td>非課税の基準</td> <td>左に同じ</td> </tr> <tr> <td>・均等割、所得割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者・年齢が65歳以上の者・寡婦・未成年者で所得が125万以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・均等割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養なし 28万円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養有り 28万円×(本人+扶養人数)+17万円6千円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・所得割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養なし 35万円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養有り 35万円×(本人+扶養人数)+35万円以下</td> <td></td> </tr> </table>	非課税の基準	左に同じ	・均等割、所得割		障害者・年齢が65歳以上の者・寡婦・未成年者で所得が125万以下		・均等割		扶養なし 28万円以下		扶養有り 28万円×(本人+扶養人数)+17万円6千円以下		・所得割		扶養なし 35万円以下		扶養有り 35万円×(本人+扶養人数)+35万円以下		現行のとおりとする。
非課税の基準	左に同じ																			
・均等割、所得割																				
障害者・年齢が65歳以上の者・寡婦・未成年者で所得が125万以下																				
・均等割																				
扶養なし 28万円以下																				
扶養有り 28万円×(本人+扶養人数)+17万円6千円以下																				
・所得割																				
扶養なし 35万円以下																				
扶養有り 35万円×(本人+扶養人数)+35万円以下																				

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	市町村民税(個人)
調整の内容 (調整方針)	個人市町村民税について 5 納期・・・多気町の例による。(地方税法どおり) 6 減免・・・現行のとおりとする。		

2 町村の現況		具体的な調整内容	
No	多 気 町		勢 和 村
	調整項目	個人市町村民税	
5	納期 ・普通徴収 第1期 6月1日から同月30日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 10月1日から同月31日 第4期 翌年1月1日から同月31日 ・特別徴収 7月から翌年6月までの各月10日	納期 ・普通徴収 第1期 左に同じ 第2期 左に同じ 第3期 11月1日から同月30日 第4期 翌年2月1日から同月28日 ・特別徴収納期 左に同じ	多気町の例による。
6	減 免 ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・民法第34条の公益法人 ・その他特別の事由がある者	左に同じ	現行のとおりとする。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

様式4

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	市町村民税(法人)
調整の内容 (調整方針)	法人市町村民税について 1 納税義務者・・・現行のとおりとする。 2 税率・・・現行のとおりとする。 3 納期・・・現行のとおりとする。		

2 町村の現況			具体的な調整内容																														
No	多 気 町	勢 和 村																															
	調整項目	法人市町村民税																															
1	納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人 ・町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	左に同じ	現行のとおりとする。																														
2	税率 12.3% ・均等割税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>年額300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円～10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円～1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金	従業員数	税率	50億円超	50人超	年額300万円	10億円超～50億円以下	50人超	175万円	10億円超	50人以下	41万円	1億円超～10億円	50人超	40万円	1億円超～10億円	50人以下	16万円	1千万円～10億円以下	50人超	15万円	1千万円～1億円以下	50人以下	13万円	1千万円以下	50人超	12万円	1千万円以下	50人以下	5万円	左に同じ	現行のとおりとする。
資本金	従業員数	税率																															
50億円超	50人超	年額300万円																															
10億円超～50億円以下	50人超	175万円																															
10億円超	50人以下	41万円																															
1億円超～10億円	50人超	40万円																															
1億円超～10億円	50人以下	16万円																															
1千万円～10億円以下	50人超	15万円																															
1千万円～1億円以下	50人以下	13万円																															
1千万円以下	50人超	12万円																															
1千万円以下	50人以下	5万円																															
3	納期 地方税法321条の8の規定	左に同じ	現行のとおりとする。																														

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

様式4

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	市町村民税(法人)
調整の内容 (調整方針)	法人市町村民税について 4 申告期限・・・現行のとおりとする。 5 徴収方法・・・現行のとおりとする。 6 減免・・・現行のとおりとする。		

2 町村の現況			具体的な調整内容
No	多 気 町	勢 和 村	
	調整項目	法人市町村民税	
4	申告期限 ・事業年度終了後2か月以内 ・なお、事業年度が6か月以内の場合は事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内に予定(中間)報告	左に同じ	現行のとおりとする。
5	徴収方法 申告納付	左に同じ	現行のとおりとする。
6	減 免 ・民法第34条の公益法人 ・その他特別の事由があるもの	左に同じ	現行のとおりとする。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	軽自動車税
調整の内容 (調整方針)	軽自動車税の賦課事業について 7 非課税の範囲・・・現行のとおりとする。 8 減免・・・現行のとおりとする。 9 標識・・・合併時までに調整する。 10 標識の交付・名義変更・・・現行のとおりとする。		

2 町村の現況		具体的な調整内容
No	多 気 町	
	調 整 項 目	勢 和 村
	軽自動車税の賦課事業	
7	非課税の範囲 ・国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団が所有する軽自動車 ・日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの	左に同じ
8	減免 ・町長が公益のため直接専用とするものと認めるもの ・歩行が困難な身体・精神障害者が所有(状況により家族所有)するもの ・構造が専ら身体障害者等の利用のに供するためのものであるもの ・公益のため直接専用するものと認めるとき ・町長が特に必要と認めるとき ・身体障害者等が所有するもの	左に同じ
9	標 識 ・大きさ 縦100mm 横170mm ・車両番号 上段に「多気町」、下段にひらがな文字(お、し、へ、み、系、ん、除く。)及び3桁の数字 50cc以下 白色 50ccを超え90cc以下 黄色 90ccを超えるもの 桃色 小型特殊自動車(農耕用含む) 緑色 ミニカー 水色 ・標識の文字 藍色	・車両番号以外は左に同じ
10	標識の交付・名義変更 ・交付 軽自動車税納税義務発生申告書(兼課税台帳)の提出により標識を交付する。 ・名義変更 異動申告書の提出により名義変更を行う。 ・標識交付証明書を交付する。 ・手数料 無料	左に同じ

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	軽自動車税
調整の内容 (調整方針)	軽自動車税の賦課事業について 1 納税義務者…現行のとおりとする。 2 税率…現行のとおりとする。 3 賦課期日…現行のとおりとする。 4 納期…現行のとおりとする。 5 納税通知書の発送…現行のとおりとする。 6 標識弁償金…勢和村の例による。		

2 町村の現況		具体的な調整内容	
No	多 気 町		
	調整項目	勢 和 村	
1	納税義務者 毎年4月1日現在、軽自動車等の所有者	左に同じ	現行のとおりとする。
2	税率(標準税率使用) 車種 税 額 ・原動機付き自転車 50cc以下のもの 1,000円 50ccを超え90cc以下のもの 1,200円 90ccを超え125cc以下のもの 1,600円 三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの 2,500円 ・軽自動車 二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの 2,400円 三輪で総排気量が660cc以下のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 貨物用 自家用 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 総排気量が250ccを超えるもの 4,000円 ・ポータレラー 税率2,400円を適用	左に同じ	現行のとおりとする。
3	賦課期日 4月1日	左に同じ	現行のとおりとする。
4	納期 4月1日から同月30日	左に同じ	現行のとおりとする。
5	納税通知書の発送 郵送	左に同じ	現行のとおりとする。
6	標識弁償金 100円	標識弁償金 200円	勢和村の例による。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	軽自動車税
調整の内容 (調整方針)	軽自動車税の賦課事業について 11 消滅申告書の受理(廃車)・・・現行のとおりとする。 12 車検用納税証明書の交付・・・現行のとおりとする。 13 負担金・・・現行のとおりとする。		

2 町村の現況			具体的な調整内容
No	多 気 町	勢 和 村	
	調 整 項 目	軽自動車税の賦課事業	
11	消滅申告書の受理(廃車) ・消滅申告書の受理及び標識の返還により行う。他市町村の廃車も受付するが、標識がない場合は受付しない。 ・標識を紛失した場合には、未処分理由書を提出させ受理する。 ・申し出により、廃車申告受付書(保険用・譲渡、再登録用)又は廃車済証明書を交付する。 ・手数料 無料	左に同じ	現行のとおりとする。
12	車検用納税証明書の交付 ・交付申請書の提出により、交付する。 記載内容 車種、車両番号、車台番号、納税済年月日、証明書の有効期限 ・手数料 無料 □座振替による納税者には、6月に郵送にて送付。	左に同じ	現行のとおりとする。
13	負担金 三重県軽自動車税等事務共同処理協議会	左に同じ	現行のとおりとする。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	8 地方税の取扱い(その1)	細項目	市町村たばこ税
調整の内容 (調整方針)	市町村たばこ税について 1 納税義務者…現行のとおりとする。 2 税率…現行のとおりとする。 3 申告期限…現行のとおりとする。 4 徴収方法…現行のとおりとする。 5 納期…現行のとおりとする。 6 補助金…合併時まで調整する。		

2 町村の現況				具体的な調整内容
No	多 気 町		勢 和 村	
	調 整 項 目	市町村たばこ税		
1	納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	左に同じ		現行のとおりとする。
2	税率 千本につき 2,977円 旧3級品の紙巻きたばこ千本につき 1,412円	左に同じ		現行のとおりとする。
3	申告期限 翌月末日	左に同じ		現行のとおりとする。
4	徴収方法 申告納付	左に同じ		現行のとおりとする。
5	納期 申告の時	左に同じ		現行のとおりとする。
6	補助金 松阪たばこ販売協同組合	大台たばこ販売協同組合		合併時まで調整する。

協議第 7 号

使用料、手数料等の取扱い(その1)について

使用料、手数料等の取扱い(その1)について提案する。

平成16年 8 月26日提出

多気町・勢和村合併協議会

会長 長谷川 順一

使用料及び手数料の取扱い(その1)について

- (1) 戸籍関係手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 住民票関係手数料の「住民票(補助台帳)の閲覧料」については、多気町の例による。
- (3) その他手数料については、現行のとおりとする。
- (4) 証明手数料は、現行のとおりとする。ただし、閲覧手数料については、多気町の例による。課税資料図面(公図の写し)については、合併時まで調整する。
- (5) 臨時運行許可は、多気町の例による。

平成 年 月 日確認

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
住民福祉部

協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い(その1)	細項目	証明手数料
調整の内容 (調整の方針)			

2 町村の現況			
No	多 気 町	勢 和 村	具体的な調整内容
	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧 書類1件につき350円	左に同じ	現行のとおりとする。
	調整項目	住民票関係手数料	
	本籍、住所及び居住に関する証明 1件につき200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	印鑑登録に関する証明 1件につき200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	印鑑登録証カードの亡失による再交付 1件につき500円	左に同じ	現行のとおりとする。
2	住民票および戸籍の附票に記載した事項に関する証明 1件につき200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	住民票(補助台帳)の閲覧 200円(1件20名分)	1件につき500円(何名でも)	多気町の例による。
	住民票および戸籍の附票の写しの交付 1件につき200円	左に同じ	現行のとおりとする。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
住民福祉部会

協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い(その1)	細項目	証明手数料
調整の内容 (調整の方針)	1. 戸籍関係手数料については、現行のとおりとする。 2. 住民票関係手数料の「住民票(補助台帳)の閲覧料」については、多気町の例による。 3. その他手数料については、現行のとおりとする。 4. 証明手数料は、現行のとおりとする。ただし、閲覧手数料については、多気町の例による。課税資料図面(公図の写し)については、合併時まで調整する。 5. 臨時運行許可は、多気町の例による。		

2 町村の現況			
No	多 気 町	勢 和 村	具体的な調整内容
	調整項目	戸籍関係手数料	
1	戸籍の謄本若しくは抄本または磁気ディスクをもって調整された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき450円	左に同じ	現行のとおりとする。
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本または磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき750円	左に同じ	現行のとおりとする。
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1件につき350円	左に同じ	現行のとおりとする。
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1件につき450円	左に同じ	現行のとおりとする。
	届書若しくは申請の受理の証明書または戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円	左に同じ	現行のとおりとする。
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理の証明書の交付 1通につき1,400円	左に同じ	現行のとおりとする。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
住民福祉部会

協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い(その1)	細項目	証明手数料
調整の内容 (調整の方針)			

2 町村の現況			
No	多 気 町	勢 和 村	具体的な調整内容
	外国人登録原票の写しおよび登録原票記載事項証明書の交付 1件につき200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	身分等に関する証明 1件につき200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	住基カード発行手数料 1件につき500円	左に同じ	現行のとおりとする。
	調整項目	その他手数料	
3	その他諸証明手数料 1件につき200円	左に同じ	現行のとおりとする。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

様式4

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い(その1)	細項目	証明書
調整の内容 (調整方針)			

2 町村の現況			具体的な調整内容
No	多 気 町	勢 和 村	
	調 整 項 目	証明手数料の状況	
4	所得証明 1通 200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	納税証明 1通 200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	課税証明 1通 200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	事業証明 1通 200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	租税証明 1通 1,300円	左に同じ	現行のとおりとする。
	その他諸証明 1通 200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	評価証明 1通 200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	公課証明 1通 200円	左に同じ	現行のとおりとする。
	閲 覧 無 料	閲覧 1件 200円	多気町の例による。
	課税資料図面(公図の写し) マイラー図1枚300円 一部分 1枚100円	課税資料図面(公図の写し) A3 1枚 10円	合併時まで調整する。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

様式4

多気町・勢和村合併協議会
税務部会

協定項目		15 使用料、手数料等の取扱い(その1)	細項目	証明書
調整の内容 (調整方針)				
2 町村の現況				
No	多気町		勢和村	具体的な調整内容
	調整項目	臨時運行許可の状況		
5	自動車の新規登録・新規検査・継続検査等を受けるために、最小限の運行を許可し、「臨時運行許可証」「臨時運行許可番号標」を貸し出す		該当なし	多気町の例による。
	許可手数料 1件 750円		該当なし	多気町の例による。

関係法令

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)抜粋

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238号の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

先進地事例

さいたま市	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。
南アルプス市	使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。
あきる野市	使用料は当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占有料については、秋川市の制度に統一する。なお、類似の施設等については、新市において調整する。また、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、統一に努める。

協議第 8 号

字の区域及び名称の取扱いについて

字の区域及び名称の取扱いについて提案する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

多気町・勢和村合併協議会

会長 長谷川 順一

字の区域及び名称の取扱いについて

(1) 字の区域については、従前のおりとする。

(2) 字の名称については、現行の大字名から「大字」の表記を削除するものとする。

平成 年 月 日確認

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
総務部会

協定項目番号	18	協定項目	字の区域及び名称の取扱い
調整の内容 (調整方針)	字の区域については、従前のとおりとする。 字の名称については、現行の大字名から「大字」の表記を削除するものとする。 【多気町を例にすると】 町朝長		
1. 現在の地名表示	多 気 町		勢 和 村
	大字朝長(おおあざあさおさ) 大字荒蒔(おおあざあらまき) 大字井内林(おおあざいのうちばやし) 大字兄国(おおあざえくに) 大字相可(おおあざおうか) 大字相鹿瀬(おおあざおうかせ) 相可台(おうかだい) 大字弟国(おおあざおおくに) 大字笠木(おおあざかさぎ) 大字鍬形(おおあざくわがた) 大字神坂(おおあざこうざか) 大字河田(おおあざこうだ) 大字五桂(おおあざごかつら)	大字五佐奈(おおあざごさな) 大字佐伯中(おおあざさえきなか) 大字三疋田(おおあざさんびきだ) 大字四神田(おおあざしこうだ) 大字四疋田(おおあざしひきだ) 大字多気(おおあざたき) 大字田中(おおあざたなか) 大字津留(おおあざつる) 大字土羽(おおあざとば) 大字西池上(おおあざにししいけべ) 大字西山(おおあざにしやま) 大字仁田(おおあざにた) 大字野中(おおあざのなか)	大字長谷(おおあざはせ) 大字東池上(おおあざひがしいけべ) 大字平谷(おおあざひらだに) 大字前村(おおあざまえむら) 大字牧(おおあざまき) 大字森荘(おおあざもりしょう) 大字矢田(おおあざやた) 大字油夫(おおあざゆぶ) 計 34字
2. 留意事項			
<p>大字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は大字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。</p> <p>したがって、過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、合併時の混乱を避けるため、名称変更については必要最小限にとどめ、できる限り従来の字名をそのまま使用する取扱いが望ましいとしている。</p> <p>市町村合併の際に、大字の区域を新たに設定もしくは廃止、又は、大字の区域及び名称を変更する場合は、地方自治法第260条で、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届出なければならない。手続きは、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力の発生」となり、この処分は新町で行うべきものであることから、合併の日施行を考えれば、合併の日町長の職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届け出を行い、効力発生要件である知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行い、新町の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。</p> <p>【但し、大字の名称変更の手続きは、合併前に当該区域の属する関係町村の議会で議決を経て、知事に届けることも可能である。】</p>			

3. 関係法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が該当市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めとする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4. 先進事例

市町村名	合併年月日	調整の内容
ひたちなか市	平成6年11月1日	2市の町・字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の町・字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。
あきるの市	平成7年9月1日	2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。
篠山市	平成11年4月1日	篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。
西東京市	平成13年1月21日	2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。
さいたま市	平成13年5月1日	町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。
さぬき市	平成14年4月1日	字の区域は従前どおりとする。町、字の名称は、津田町・大川町・寒川町は「大川郡」を「さぬき市」に置き換え、志度町は原則として「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換え、長尾町は、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」(但し、字名「西」・「東」・「名」については、それぞれ「長尾西」・「長尾東」・「長尾名」に変更)に置き換える。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

協議第 9 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提案する。

平成16年 8 月26日提出

多気町・勢和村合併協議会

会長 長谷川 順一

慣行の取扱いについて

- (1) 町章については、合併までに選定し、新町において定める。
- (2) 町民憲章、宣言、キャッチフレーズ、町の花、木、鳥、町民歌については、新町において定める。
- (3) 友好都市については、新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
総務部会

協定項目	19 慣行の取扱い	細項目	慣行
調整の内容 (調整方針)	1 町章については、合併までに選定し、新町において定める。 2～5 町民憲章、宣言、キャッチフレーズ、町の花、木、鳥、町民歌については、新町において定める。 6 友好都市については、新町に引き継ぐ。		

2 町村の現況			具体的な調整内容
No	多 気 町	勢 和 村	
1	調整項目 町章(形状、由来) 町の表章として町章を制定する。 漢字の「多」と片仮名の「キ」を組み合わせ、相互扶助の心を表現、つばさで飛躍発展を、円で円満融和を表徴した。 	調整項目 町章(形状、由来) 村のシンボルとしての徽章を制定する。 具体的圖案は、勢和村の頭文字である「せ」と「い」を<5つ>円形に組み合わせさせて村民の「和」と村の発展を表徴したものとなっている。 	町章については、新町名決定後公募を行い、合併までに選定し、新町において定める。
2	調整項目 町民憲章 多気町町民憲章 平成7年3月31日制定 (前文) 私たち多気町民は、長い歴史と伝統にはぐくまれてきた郷土を愛し、自覚と誇りを持って、さらに豊で住みよい町づくりの指標として、この憲章を定めます。 (本文) 1 みどりを愛し 美しい郷土を守ります 1 心をひらき ふれあいの輪を広げます 1 健康に感謝し 産業を伸ばします 1 生涯学習に務め 文化を高めます 1 節度をまもり 個性豊かな町を築きます	該当なし	新町において定める。

多気町・勢和村合併協議会 協議事項調整内容表

多気町・勢和村合併協議会
総務部会

協定項目	19 慣行の取扱い	細項目	慣行
調整の内容 (調整方針)			

2 町村の現況				具体的な調整内容
No	多 気 町	勢 和 村		
3	調整項目 宣言、キャッチフレーズ キャッチフレーズ 「快適さと斬新さを求めて」が総合計画の策定におけるキャッチフレーズである。 宣言 交通安全の町 暴力追放の町 非核平和の町 人権尊重の町	キャッチフレーズ 「美しい自然のなかで、生きがいと思いやりをはくむ村」が総合計画の策定におけるキャッチフレーズである。 宣言 非核平和の村 人権尊重の村		新町において定める。
4	調整項目 町の花、木、鳥の指定 町の花 マリーゴールド 町の木 楠	村の花 ささゆり 村の木 くぬぎ 村の鳥 メジロ		新町において定める。
5	調整項目 町民歌 多気町音頭 ロック多気町音頭	勢和村民歌 勢和音頭		新町において定める。
6	調整項目 友好都市 友好都市は「米国 フラントン州キャマス市」と平成7年10月26日に提携	該当なし		多気町は、企業誘致の関係から友好都市提携をしており、新町に引き継ぐ。

次回協議会の開催について

日時：平成16年9月8日（水）

時間：午後2時から

場所：勢和村中央公民館 2階 大会議室

次回の議事（協議事項）について

- ・ 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- ・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ・ 一般職の職員の身分の取扱いについて
- ・ 財産の取扱いについて
- ・ 各種事務事業の取扱い（広報広聴関係事業）について

そ の 他

(その他報告事項)

合併協議会 業務委託の報告

契約内容	契約相手方	住 所	契約日
新町建設計画策定支援業務	株式会社 日本開発研究所三重	津市広明町 1 2 1 - 2	8月10日
ホームページ作成業務	西日本電信電話株式会社三重支店	津市桜橋 2 丁目 1 4 9	8月18日
合併協議会だより印刷製本業務	株式会社アイブレーン	伊勢市神久 3 - 5 - 6 7	8月18日